五島市監査委員公表第５号

財政援助団体等監査（出資団体監査）の結果に基づく措置について、五島市長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１２項の規定により公表する。

平成２１年９月１８日

五島市監査委員　木　戸　庄　吾
五島市監査委員　谷　川　　等

２１五 総 第２５５号
平成２１年９月１８日

五島市監査委員 木 戸 庄 吾 様
五島市監査委員 谷 川 等 様

五島市長 中 尾 郁 子

財政援助団体等監査（出資団体監査）の結果に基づく措置について（通知）

平成２１年４月２８日付け２１五監第４９号による財政援助団体等監査（出資団体監査）の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１２項の規定により、通知します。

記

１ 監査の対象 有限会社 岐宿農研
（所管課 農林課）

２ 指摘事項及び講じた措置

⑴ 有限会社岐宿農研

ア 関係書類について

総会議事録、就業規則等は整備され、おおむね適正に記録されていたが、次の点について改善されたい。

(ｱ) 市道及び農道の草木伐開受託事業及び公園・海水浴場等草刈受託事業については、今後も継続して実施するのであれば、定款第2条の目的に明記すべきである。

〔講じた措置〕

定款第2条に「農道等の草木伐採受託に関する事業」を追加し、平成21年8月28日付けで定款を変更したと報告を受けております。

(ｲ) 経理規程が整備されていないので、早急に整備されたい。

〔講じた措置〕

有限会社岐宿農研に対し、経理規程の整備を指導し、経理規程は平成21年8月28日付けで整備したと報告を受けております。

(ｳ) 給与規程では、役員報酬を専務に対して月額 10,000 円支給することとされてい

るが、代表取締役に支給しているので、給与規程を整備されたい。

〔講じた措置〕

有限会社岐宿農研に対し、給与規程の整備を指導し、給与規程は平成21年8月28日付けで改定され、役職手当は代表取締役に10,000円支給するよう改定したと報告を受けております。

なお、改定までの支給は、明文化された規程はなかったので、みなしによる処理といたしたと報告を受けております。

イ　財務、会計事務について

財務、会計事務については、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の点について改善されたい。

(ア)　経営状況報告書の個別注記表において、減価償却の方法が間違って記載されているので、訂正されたい。

〔講じた措置〕

有限会社岐宿農研に対し、経営状況報告書の訂正を指導し、平成21年6月12日付けで、個別注記表3(2)の有形固定資産の減価償却の方法「定額法」を「定率法」に訂正したと報告を受けております。

(イ)　入金伝票、支出伝票、領収書などの証拠書類がないもの、またそれらに不備があるものが見受けられたので、適正に処理されたい。

〔講じた措置〕

有限会社岐宿農研に対し、事務処理を適正に行うように指導し、入金伝票、支出伝票、領収書などの証拠書類がないものについては、整備し適正に処理したと報告を受けております。

また、平成21年4月21日以降は決裁規程を設け五島市岐宿支所に合議を行うことにしたとの報告も併せて受けております。

ウ　機械格納庫を建物共済に加入していないので、財産管理の面から保険への加入を検討されたい。

〔今後の方針〕

営業年度が毎年1月1日からであり、早期加入は年度をまたがる契約になりますので、営業年度に合わせた契約が望ましく、平成22年1月から加入するようにしたと報告を受けております。

エ　五島市情報公開条例第24条第1項の規定に基づく情報公開に必要な措置が講じられていない。

当団体は、資本金の大部分について市から出資を受け、役員に市の副市長が名を連ねる第三セクターであるから、積極的かつ分かりやすい情報公開に努められたい。

〔講じた措置〕

有限会社岐宿農研に対し、情報公開に必要な措置を講じるよう指導し、有限会社岐宿農研及び岐宿支所地域振興課において、平成21年6月15日から情報公開していると報告を受けております。

⑵ 農林課

ア　株券の公有財産台帳が作成されていないので、早急に整備されたい。

〔講じた措置〕

平成21年4月28日付けで株券の公有財産台帳は作成しました。

イ　旧岐宿町は、失効前の岐宿町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第1号の規定に該当するとして、議会の議決を経ることなく、当団体に対し同町の土地及び建物を無償で貸し付ける契約を締結している。

しかし、当団体は、営利法人であるから、同号に掲げる「公共団体又は公共的団体」には該当せず、議会の議決を経ることなく財産を無償で貸し付けることはできないと解されるから、検討の上、必要な措置を講じられたい。

〔今後の方針〕

五島市が99．5％出資しており、公共性があり無償貸付契約は妥当であると判断しますが、今後は各関係機関等と協議の上、本年度中を目途に有償貸付する方向で検討してまいります。

ウ　当団体の指導監督については、平成18年2月の当団体及び市で構成する「岐宿農研検討会」の開催に至るまで、具体的な指導監督を行った記録がない。

市は、資本金の 99.5%もの出資をしている当団体に対して、当然の責務として、中・長期的な経営計画を立てさせ、その上で毎年度の経営状況等を十分把握し、見直しなどを行いながら、積極的かつ適切な指導監督を行うべきである。

〔今後の方針〕

今後は、県五島振興局等関係機関の指導を受けながら、中長期的な経営計画の樹立も含め、有限会社岐宿農研の運営については、積極的に協議・指導監督を行ってまいります。

エ　当団体に対する情報公開の指導、当団体の決算書、事業報告書等の公表等が行われていない。

当団体に対しては、出資、補助金の交付など多大の公金を投入していることに鑑みれば、情報の公開が行われるべきであるから、五島市情報公開条例第24条第2項及び五島市情報提供等の推進に関する規則第3条等の規定、国から示された「第三セクターに関する指針」等に基づき、当団体に対して情報公開の指導に努めるとともに、当団体の経営状況等を市民に公表し、情報を分かりやすく提供するなど、積極的な情報の公開に努められたい。

〔講じた措置〕

有限会社岐宿農研は、地方自治法第243条の3第2項に規定する出資法人に該当することから、経営状況については毎年議会に報告していますが、農林課及び岐宿支所地域振興課においても、平成21年6月15日から情報公開しております。

3 意見について

(1) 有限会社岐宿農研

当団体は、行政主導で設立され、これまで市から補助金などの多額の公的支援を受けて事業を行ってきた。しかし、当団体の設立目的の一つである「農業経営のできる(利益追求型の)法人」とは「自立した法人」であるにもかかわらず、設立から8年目を迎える現在においても経営が困難な状況にある。

したがって、今後、経営に当たっては、「地域農業の先導役」という当団体の設立目的達成のため、独立した営利法人として自らの責任で事業を遂行し、収益の確保に努められたい。

○ 有限会社岐宿農研から以下のとおり報告を受けております。

「茶栽培については、全国的に厳しい状況でありますが、今後とも圃場及び茶木の管理に務め、収量の向上と早期収穫による高値販売ができるよう努力致します。

なお、経費の削減に努めることは勿論ではありますが、忍耐強く茶の補完作物であるブロッコリー等収益性の高い作目の導入で、経営改善を図ると共に五島振興局の技術指導を仰ぎながら収益向上に努めます。」

(2) 農林課

市は、当団体に補助金を交付し、市道及び農道の草木伐開業務等を委託するなど、その経営を支援するため多大の公金を投入してきたにもかかわらず、当団体は、未だに経営改善が図られていない。したがって、市がこれまで実施した対策の内容とその効果、経営の責任、経営悪化の原因等について明らかにする必要がある。

さらに、当団体が行っている農業経営は、もはや地域振興の公共・公益的使命を果たしているとはいい難く、現状のままでは、市が関与する必要性を見出すことはできない。

ついては、当団体が行っている事業の意義、採算性、事業手法の選択等について専門家を交えて、可能な限り広範かつ客観的な検討を行い、当団体の廃止、譲渡等について、最終的な費用対効果を基に判断されたい。

その際には、市の財政力指数及び自主財源比率が全国で下位に位置するという脆弱な財政基盤、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第2条第4号に規定する将来負担比率に市が負担する出資団体の債務が算入されることなどを念頭に置き、新たな出資、損失補償等の支援を行うことなく、市の財政負担が最も少ない最善の方法を採用すべきである。

○ 当団体の廃止・譲渡等について、現在農林課において関係団体と検討中でありま

す。